

**食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業
委託業務**

業務仕様書

令和4年6月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業委託業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 趣旨及び目的

本事業は、三陸の飲食店において、国内外の料理人と地元の料理人が協働して創作した料理の提供を行い、地域食材等の情報発信や食のネットワーク構築を図るとともに、地域連携によるフードツーリズムの拡大等につなげる。

(2) 業務概要

- ア 業務名** 食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業 委託業務
イ 委託期間 委託契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(3) 業務内容

県と協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

ア 事業実施に係る企画調整

- ① 県と連携しながら、具体的な事業の企画を立案すること。
- ② 企画内容に基づき、会場や交通手段等の確保を行うこと。
- ③ 招聘者等との交渉を行うこと。
- ④ 県と協議しながら、イベント開催告知を行うとともに、関係者との調整を行うこと。
- ⑤ 別途委託予定の「食の聖地いわて三陸の魅力再発見事業」と連携しながら、業務を実施すること。

イ 事業運営計画の作成

- ① 企画調整結果に基づき、具体的な事業運営計画を作成すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対策に留意した計画とすること。

ウ 事業運営

① 実施概要（想定）

- ・ 日 程 令和4年9月～令和5年2月
- ・ 場所及び回数 リアルツアー：沿岸部 計4回
オンラインツアー：県内（沿岸部から料理人が参加） 計1回
- ・ 規 模 各回20名程度
- ・ 対象者 一般消費者

② 内 容

- ・ 三陸の「食」の魅力を知り・体験するツアーを企画すること。
- ・ ツアー造成に当たっては、旅行会社やDMO等と連携すること。
- ・ ツアー参加者募集は、旅行会社等と連携し、広告媒体を活用したPRを実施すること。

- ・ フュージョン料理を実施する店舗は、旅行商品造成を見据え、翌年度以降も継続開催が可能な店舗を選定すること。
- ・ フュージョン料理に参加する著名料理人の選定、調整を行うこと。
- ・ ツアーで使用する三陸の食材や生産者の映像コンテンツを作成すること。映像コンテンツは著作権等の権利関係の処理を済ませ、電子データで納品すること。
- ・ カメラマンを同行させ、記録写真を撮影すること。

【リアルツアー】

- ・ リアルツアーには、著名料理人と地元料理人の協働によるフュージョン料理イベントの開催と、使用する食材の産地見学等の体験を盛り込むこと。
- ・ 産地の映像コンテンツを活用し、生産者の立場から食材の魅力を伝えること。
- ・ リアルツアーの内、2回は三陸鉄道を使用した企画を盛り込むこと。
- ・ リアルツアーの内、1回は外国人（英語圏）の参加を想定とし、英語通訳・翻訳など、参加者の言語に配慮した対応を行うこと。

【オンラインツアー】

- ・ オンラインツアーは、厨房施設1か所を発信場所とすること。
- ・ 著名料理人等と地元料理人が調理や懇談する内容とすること。
- ・ 産地の映像コンテンツを配信し、三陸の食材の魅力を伝えること。

③ 自由提案

予算の範囲内ででき、本事業を地域へ波及させるために効果的な方法（情報発信等）について提案すること。

(4) 業務報告

本業務に係る業務報告書を作成し、提出すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

2 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務

の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

ア 本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

イ 本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。

(6) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。